

他の行政機関・公共的機関

予め電話などで確認してください。

福島区内に土地・家屋を所有している方

登記名義人の住所変更の届出

大阪法務局北出張所  
(6363-1981)  
北区西天満1-11-4

※ 他の市町村に土地・家屋をお持ちの方は所轄の法務局（出張所）で手続きをしてください。

運転免許証をお持ちの方

住所変更の届出

転出先の警察署で手続き

軽自動車をお持ちの方

自動車検査証（車検証）の住所変更の届出

転出先の軽自動車協会での手続き

126cc～250ccのバイクをお持ちの方

軽自動車届出済証の住所変更の届出

251cc以上のバイクをお持ちの方

自動車検査証（車検証）の住所変更の届出

転出先の運輸支局での手続き

普通自動車をお持ちの方

自動車税の住所変更の届出

転出先の都道府県税事務所で手続き

パスポートをお持ちの方（パスポートセンター）

住所変更は必要ありません  
※ 本籍地が変わると、変更の届出が必要になる場合があります。

郵便局

転居の届け出（ハガキを投函）

最寄の郵便局におたずねください

金融機関・郵便局（通帳・簡易保険等をお持ちの方）

通帳・簡易保険等の住所変更の届出

どこの支店・郵便局でも可能です

電気（関西電力）

使用中止の届出

関西電力営業所  
0800-777-8810

水道

水道局お客様センター  
(6458-1132)

ガス（大阪ガス）

大阪ガスお客さまセンター  
(0120-0-94817)

電話をお持ちの方

電話の移転

ご加入の事業者にご確認ください

令和8年4月1日現在で作成したものです。窓口・電話番号や手続き方法などが変わる場合がありますので、ご承知おき願います。 作成：福島区役所

主な手続き窓口のご案内

市外へ転出する場合

お気軽に職員に声をおかけください。

福島区役所・福島区保健福祉センター  
(代表電話) 電話 06-6464-9986

転出届

1階 12番窓口

窓口サービス課(住民登録)  
(6464-9963)

※ 転出先が決まり次第届出できます。

※ 個人番号カードをお持ちの方は、住所異動届出の際に申し出てください。

その他の手続き窓口について

※ 手続きの方法や期限など、詳しくは各担当までお問い合わせください。

印鑑登録をしている方

登録証の返却

1階 12番窓口

窓口サービス課(住民登録)

※ 印鑑登録は、住民票の転出届によって自動的に廃止されて利用できなくなります。(6464-9963)

◎ 介護保険のこと

介護保険証をお持ちの方

介護保険証の返却

2階 22番窓口

保健福祉課(介護保険・高齢者福祉)  
(6464-9859)

◎ 保険・年金のこと

国民健康保険に加入している方

国民健康保険脱退の手続き

1階 17番窓口

窓口サービス課(保険年金・保険)  
(6464-9956)

後期高齢者医療に加入している方

住民異動届以外の手続きは不要です。

※ 府外へ転出される方は『負担区分等証明書』を発行します → 1階17番窓口

国民年金(第1号)に加入している方

転出先の市町村へお問い合わせください  
※第3号・厚生年金・共済組合加入の方は、お勤めの会社に届け出してください。

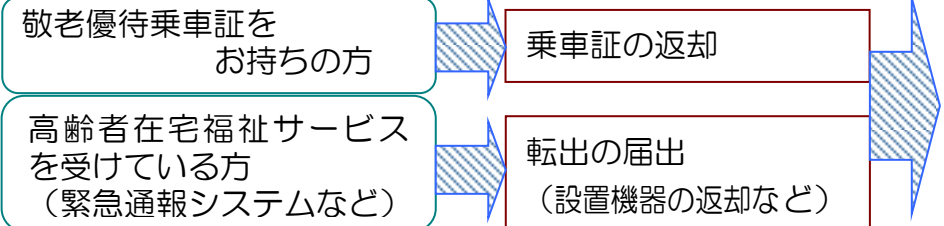
国民年金を受給している方

転出先の市町村または年金事務所へお問い合わせください

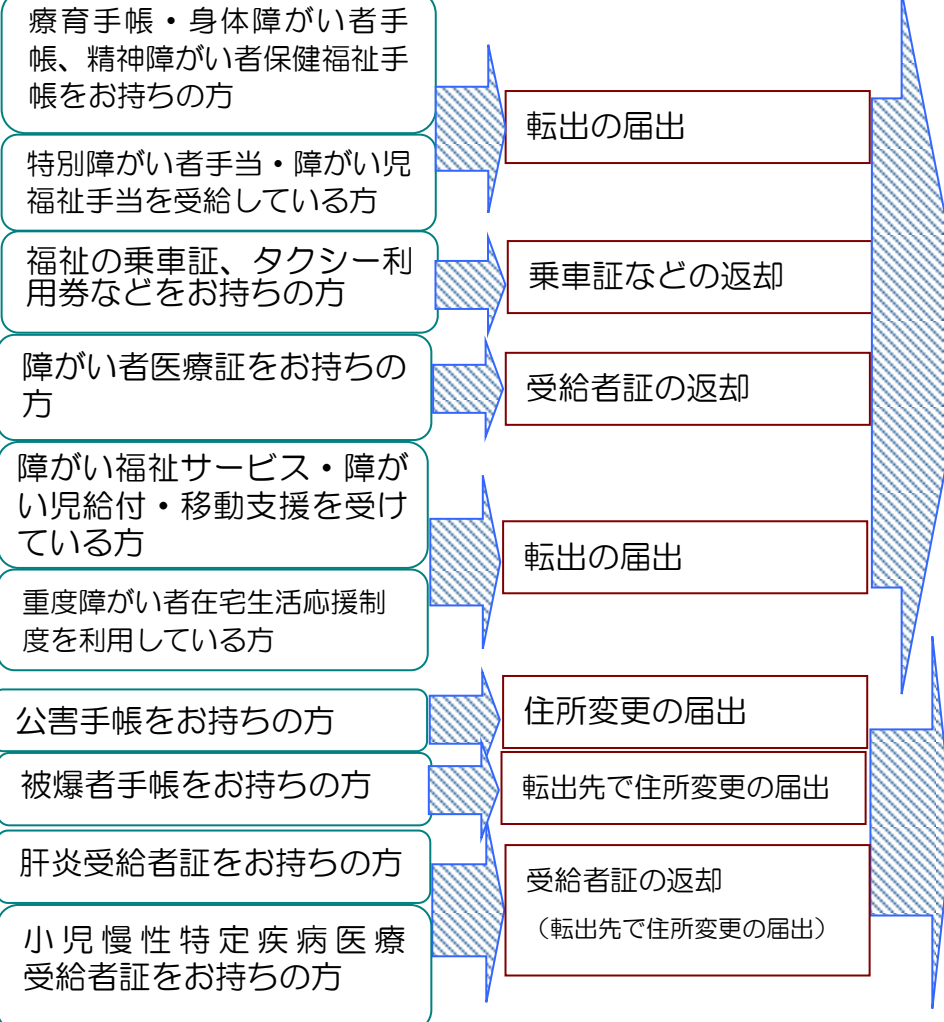
厚生年金を受給している方

転出先の年金事務所へお問い合わせください。

◎ 保健・福祉のこと  
● 高齢の方

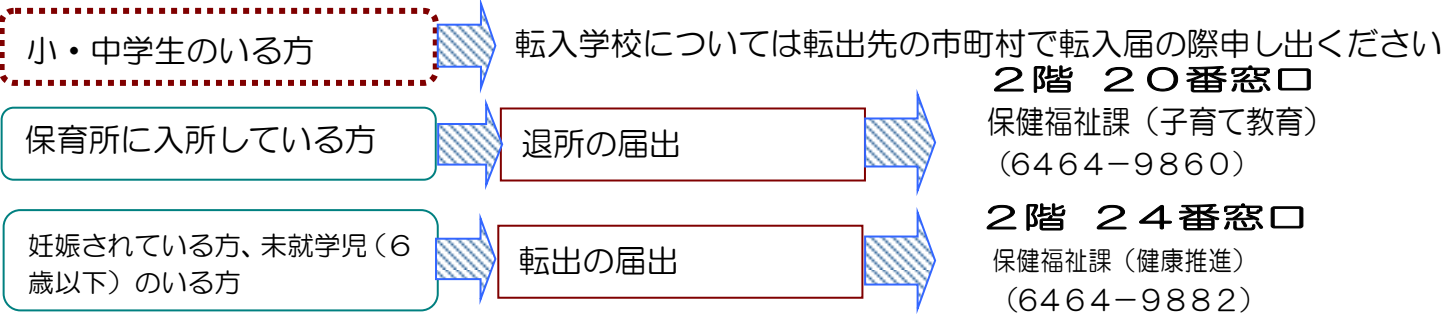


● 障がい・指定難病等のある方



・心身障がい者扶養共済制度に加入している方  
・指定難病・特定疾患医療受給者証をお持ちの方 → 転出先の市町村で手続きしてください

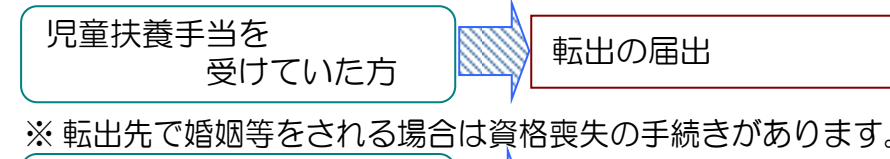
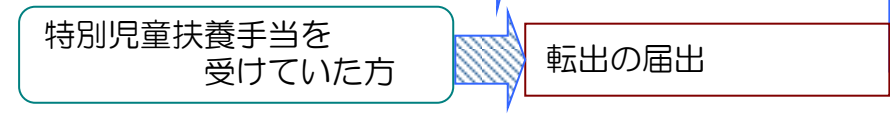
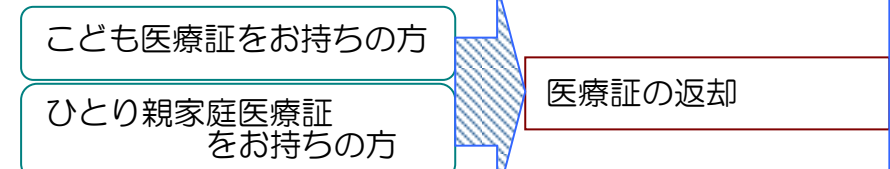
● お子さんのいる方・妊娠されている方



2階 22番窓口  
保健福祉課 (介護保険・高齢者福祉)  
(6464-9859)

2階 21番窓口  
保健福祉課 (地域福祉・障がい者福祉)  
(6464-9857)

2階 24番窓口  
保健福祉課 (健康推進)  
(6464-9882)



2階 21番窓口  
保健福祉課 (地域福祉・障がい者福祉)  
(6464-9857)

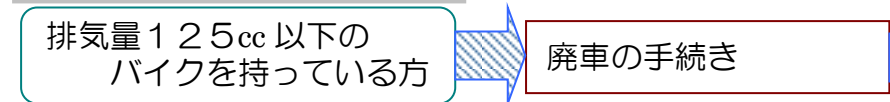
2階 20番窓口  
保健福祉課 (子育て教育)  
(6464-9860)

◎ その他暮らしのこと



2階 24番窓口  
保健福祉課 (健康推進)  
(6464-9882)

◎ 税金のこと



弁天町市税事務所  
港区弁天1-2-2-100 大阪ベイタワーイースト1階  
軽自動車税担当 (4395-2954)

福島区内に土地・家屋を所有している方 → 転出届により自動的に固定資産税の送付先が変更されます  
※ 他の市町村に土地・家屋をお持ちの方は、それぞれの市町村の固定資産税担当課に住所変更の届け出をしてください。

住民税 (市・府民税) を納めている方 → 住所変更の手続きは特に必要ありません

※ 住民税は、原則、1月1日現在住民登録のある市町村でかかります。  
※ 1月1日現在、大阪市に住民登録されていた方は、通常6月に納税通知書が郵送されます。

※ 国外へ転出される方、または、区内に事務所・家屋敷を有している方は、申告等が必要になることがあります。  
(家屋敷とは、自己または家族の居住用に、住所地以外に設けた住宅です。)

弁天町市税事務所  
個人市民税担当 (4395-2953)  
固定資産税担当 (家屋) (4395-2958)

※ 口座振替に関してご相談のある方は、船場法人市税事務所収納管理担当までご連絡ください。(4705-2931)  
住所：大阪市中央区船場中央1-4-3-203 船場センタービル3号館2階北側  
(地下鉄堺筋本町) 船場センタービル3号館連絡通路より3号館へ